

# テレワーク・会議のデジタル化に伴う著作権法上の問題点

関真也法律事務所、弁護士・ニューヨーク州弁護士。漫画、アニメ、映画、ゲーム、音楽等のコンテンツおよびファッションのほか、VR/AR、VTuberなどテクノロジーが関わる分野を中心に、知財問題、契約、紛争対応等を取り扱う。東海大学総合社会科学研究所客員講師。東大データサイエンススクール修了。日本知財学会コンテンツ・マネジメント分科会幹事、同学会ブランド経営分科会幹事、ファッションビジネス学会ファッションロー研究部会長。東京工業大学、津田塾大学その他大学講師等を歴任。

**関 真也**  
Seki Masaya

コロナ・ショックをきっかけに、テレワーク化や業務資料のデジタル化、社会的なデジタル・トランスフォーメーションが急激に進んでいる。こうした変化のなかで頻りに知財法務部門に寄せられるであろう著作権にまつわる疑問点について、Q&A形式で解説する。

**Q1** 紙の社内報を発行してきたが、テレワーク化に伴い社内報をデジタル版に切り替えた。社内報に掲載する写真、イラスト、記事等についてはこれまできちんとしてきたので、今後も同じように対処すれば著作権法上問題は無いと考えてよいのか？

## 1 利用の方法・期間その他実態に合わせた許諾が必要

著作権は、著作物を一定の方法で独占的に利用することができる権利である。複製権、公衆送信権その他の各種権利は「支分権」と呼ばれる（著作権法（以下、単に「法」ということがある）21条～28条）。

写真、イラスト、記事等は「著作物」（法2条1項1号）に当たる場合が多いが<sup>1</sup>、その利用方法はさまざまである。たとえば、社内報として印刷することは「複製」（法21条、2条1項15号）に、これを社員等に配布することは「譲渡」（法26条の2）に、それぞれ当たる可能性がある<sup>2</sup>。また、社内報をデジタル

化して電子ファイルを作成することは「複製」に、その電子ファイルをサーバにアップロードしてリモートワーク中の社員等にストリーミングまたはダウンロードの形で閲覧させることは「自動公衆送信」（送信可能化を含む。法23条1項、2条1項9号の4および9号の5）に、それぞれ当たる可能性がある。これらの場合、法30条以下の権利制限規定のいずれかの要件を満たすか、または著作権者から許諾を受けない限り、著作権侵害を理由とする差止請求、損害賠償請求等の対象となるおそれがある（法112条および114条、民法709条）。

著作権者から利用許諾を受けた者（ライセンス契約において許諾された利用方法、期間等の条件の範囲内に限定される（法63条2項）。たとえば、写真につき、社内報に掲載して複製およ



<sup>1</sup> 「著作物」とは、思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいう（法2条1項1号）。一般論として、創作性が認められるためには高い独創性までは要求されず、創作者の何らかの個性が現れていればよいと解されている（中山信弘『著作権法〔第3版〕』（有斐閣、2020）66頁）。「他人の著作物の模倣でない」のであれば創作性が認められると言われることもあるほど（同67頁参照）、「著作物」として保護されるためのハードルは高くないため、利用するには注意が必要である。

<sup>2</sup> 譲渡権は、著作物を譲渡により「公衆に」提供する権利である。「公衆」とは、不特定の者だけでなく、特定かつ多数の者を含む（法2条5項）。何人で「多数」であるかは一義的に定まるものではなく、「具体的な事例ごとに判断する以外にない」とされる（中山・前掲注1・312頁）。裁判例では、5、6名に対して祈願経文を読み上げた行為につき、多数人に対する口述であるとは認めなかったものとして、東京地判平25.12.13（平成24年（ワ）第24933号等）（裁判所ウェブサイト）がある。サライ事件判決・後掲注6も参照。

び譲渡するという利用方法についてしか許諾を受けていない場合、そのライセンス契約があるからといってその写真を社内サーバにアップロードして社員等に閲覧させることはできない(公衆送信権侵害となるおそれがある)。

## 2 ライセンス契約の見直しを

したがって、社内報をデジタル版に切り替えるに当たっては、それに掲載される写真、イラスト、記事等の素材につき、自動公衆送信を含め、実際の利用方法に応じた適切な範囲の許諾を得る必要がある<sup>3</sup>。また、紙版であれば部数等が制限される場合があるが、デジタル版には部数の概念がなく、配信の期間、媒体等で制限されることがあるから、これらについても必要に応じて合意すべきである。さらに、過去に紙版で発行されたバックナンバーを配信する場合には、デジタル版の配信に必要な適切な許諾を改めて得る必要がある。

**Q2** これまで書籍、新聞等の資料を社内の図書スペースに置き、社員に閲覧させる形をとってきたが、テレワーク化によりそれができなくなってしまった。今後は、個別の社員のリクエストに応じて書籍等の必要箇所をスキャンし、その社員だけに電子ファイルを送信することで対応したいと思うが、著作権法上問題はあるか？

## 1 書籍等の物理的な社内共用

紙版の書籍等そのものを閲覧することは、著作権者に独占権が与えられた利用方法ではない。また、会社の管理下でその場で閲覧させる場合に関しては、書籍等に対する占有が会社にあり、社員個人に移転していないため、「貸与」(法26条の3、2条8項)に当たらず貸与権侵害とはならないと解される(社内規程で書籍等の社外持出しを禁ずることが多い理由の1つである)<sup>4</sup>。

## 2 デジタル化すると著作権侵害のおそれあり

これに対し、書籍等をデジタル化して電子ファイルを作成することは「複製」に当たる<sup>5</sup>。

また、その電子ファイルを社員に送信する行為は、「公衆送信」(法23条1項、2条1項7号の2)に当たる可能性がある。もっとも、その電子ファイルをリクエストした社員1名だけに送信するのであれば、「公衆送信」に当たらないと考える余地もある。「公衆」(不特定人または特定多数人)に直接受信されることを目的とした送信ではないからである(法2条1項7号の2)。たしかに、会社と社員との間に個人的な結合関係がないとはいえ、会社にとってその社員は「不特



<sup>3</sup> なお、著作権は、支分権ごとなどに分割して一部だけ譲渡することが可能である。したがって、社内報に掲載される写真等の著作権を譲り受ける契約を締結している場合であっても、自社で想定する利用方法等が譲渡対象になっているかを確認することが重要である。また、写真等に修正、変更等を加える場合には、著作権譲渡契約書において法27条および28条の権利も譲渡する旨(法61条2項参照)、また、著作人格権の不行使について明記しているかどうかを確認すべきである。

<sup>4</sup> 中山・前掲注1・339～340頁等参照。

<sup>5</sup> 個人で閲覧するための社員のリクエストに応じて会社が電子ファイル化する場合でも、その会社の行為が「複製」に該当することに変わりはないであろう。知財高判平26.10.22判時2246号92頁【自炊代行事務】参照。

<sup>6</sup> 東京地判令2.2.28判例集未登載【音楽教室事件】は、「原告らが経営する音楽教室は、受講申込書に所定事項を記入するなどして受講の申込みをし、原告らとの間で受講契約を締結すれば、誰でもそのレッスンを受講することができるので、原告らと当該生徒が本件受講契約を締結する時点では、原告らと生徒との間に個人的な結合関係はない」として理由に、「音楽教室事業者である原告らからみて、その生徒は『不特定』の者に当たる」としている。しかし、会社の社員となるためには一定の選抜等を経ることになり、誰でも社員になれるわけではないから、音楽教室事件とは事案が異なるであろう。東京地判令19.5.30判タ1255号328頁【サライ事件】は、「本件デジタルデータが保存されたサーバは、SVDの準備作業を行っていた、被告の担当者4人のコンピュータ端末との関係においてサーバ機能を有するにすぎず、他の被告社員の個々のコンピュータ端末から閲覧することはできなかったのであって、上記担当者4人は、特定かつ小數」であり、「公衆」に該当しないと判断した。

定」の者とはいえない場合がある<sup>7</sup>。他方、送信先が「多数」であるかどうかは、個々の送信が一对一でされているかどうかだけではなく、実態をふまえて社会通念から判断される<sup>7</sup>。複数の社員から入れ代わり立ち代わり寄せられるリクエストにその都度応じて、スキャンした書籍の電子ファイルを継続的・組織的に送信している場合、(その人数にもよるが)社員を全体的にみて「多数」、すなわち「公衆」と評価される余地もあると考えられる。

いずれにせよ、少なくとも「複製」には当たるから、著作権侵害が成立し得る。この場合、複製する電子ファイルがたとえ少数でも、私的使用目的複製(法30条1項)には当たらない。「企業その他の団体において、内部的に業務上利用するために著作物を複製する行為は、その目的が個人的な使用にあるとはいえず、かつ家庭内に準ずる限られた範囲内における使用にあたるとはいえない」からである<sup>8</sup>。

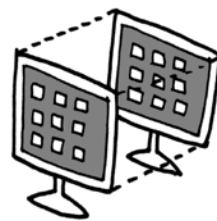
したがって、その他の権利制限規定の適用を受けるか、または権利者もしくはそのライセンサーが提供するサービスを通じるなどして許諾を受けることが必要になる。また、公益社団法人日本複製権センター(JRRC)、一般社団法人出版者著作権管理機構(JCOPY)などの著作権等管理事業者から複製の許諾を得る方法もある。

**Q3** テレワーク化に伴い、社員に対して業務用に貸与していたPCとは別に、社員個人のPCを業務に使用することを認めようと思う(いわゆる“BYOD”)。同じ社員が同じ業務のために用いるのだから、貸与PCにインストールしていた業務用ソフトウェアを個人PCにもインストールして使用させて構わないと思うのだが、どうか？

ソフトウェアも、「プログラムの著作物」として保護の対象になり得る(法10条1項9号)。そして、ソフトウェアをPCにコピーして使用可能にすること(インストール)は「複製」に当たる。

この点、プログラムの著作物の複製物の所有者が、そのプログラムを実行するために端末にインストールすることは、著作権者の許諾を必要とせず可能とされている(法47条の3第1項)。もっとも、それが認められるのは、「自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において」である<sup>9</sup>。そして、「プログラムを会社が一つ購入して、その有している多数のコンピュータのために多数のコピーを作るようなことは、『必要と認められる限度』とは解されない」とされている<sup>10</sup>。

業務用ソフトウェアのライセンス契約では、インストール可能な端末



<sup>7</sup> 音楽教室事件判決・前掲注6参照。

<sup>8</sup> 東京地判昭52.7.22判タ369号268頁(舞台装置設計図事件)。中山・前掲注1・355~356頁参照。

<sup>9</sup> なお、「プログラムの著作物の複製物の所有者が法人である場合には、その従業員等が当該法人の業務のために電子計算機上で実行するのであれば、『自ら当該著作物を電子計算機において実行する』と言ってよい」という指摘がある(小倉秀夫=金井重彦編『著作権法コンメンタル(改訂版)Ⅱ』(第一法規, 2020)306頁[小倉秀夫執筆部分])。

<sup>10</sup> 加戸守行『著作権法逐条講義(六訂新版)』(著作権情報センター, 2013)355~356頁。このほか、中山信弘『ソフトウェアの法的保護(新版)』(有斐閣, 1988)83頁、田村善之『著作権法概説(第2版)』(有斐閣, 2001)224~225頁、高林龍『標準著作権法(第4版)』(有斐閣, 2019)196頁などを参照。

の台数その他使用範囲を制限している場合が多い。したがって、社員個人のPCにインストールさせる際に、インストール数が購入済みのライセンス数を超えないことその他ライセンス契約の条件に違反しないことを確認し、必要であればライセンスの追加購入等を検討すべきである。また、個人のPCにインストールするからといって、個人ユーザ向けのライセンスを購入して会社の業務用に使用させることは、ライセンス契約に違反する場合がありますので注意を要する。契約条項をよく確認し、法人向けのライセンスなど適切なものを選択する必要がある。

**Q4 オンラインで行う就職説明会等のイベントで使用する資料に他人の著作物を利用したい場合、どうしたらよいか？**

・ **資料作成上の注意**

資料に他人の著作物を掲載し、オンラインイベントで配信して共有した場合、主として、複製権および公衆送信権を侵害しないかが問題となる。

この点、法32条1項（引用）の要件を満たせば、著作権者の許諾を得ることなく他人の著作物を利用することができる。その要件は、①引用される他人の著作物が公表されていること、②その引用が公正な慣行に合致すること、および③報道、批評、研究その他の

引用の目的上正当な範囲内であることである。このうち、②および③については、裁判例上も事案に応じて判



断されているが、(a)明瞭区別性（引用される他人の著作物が自己の創作部分からわかりやすく区別できること）、(b)主従関係（分量、質その他の要素を勘案して、自己の創作部分を主とし、その引用の目的のために必要な範囲内で他人の著作物を従たるものとして利用すること）、(c)他人の著作物の出所を明示すること（法48条1項1号・3号）、および(d)引用される他人の著作物を改変しないことなどの観点から判断されることが多い。

このとき、自己の創作部分と他人の著作物が同じ資料上に掲載されている必要はなく、口頭での説明も自己の創作部分として捉えることができる。したがって、たとえば、画面上で共有する資料で他人の著作物である図表のみを表示した場合であっても、同時にそれを参照しつつ自社製品の強みを口頭で説明した場合、この口頭説明の部分を「自己の創作部分」とし、画面上で共有した図表等を「他人の著作物」と捉えて前記要件をすべて満たせば、その他人の著作物の利用は適法な引用となる。

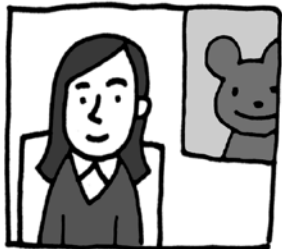
他方、オンラインイベント等の場を離れ、その図表だけを画面キャプチャしてウェブサイトやSNSなどに掲載したり、それを含む資料データをインターネット上で共有したりした場合には、複製権侵害および公衆送信権侵害となる可能性があるため注意を要する。この場合、引用する側の口頭説明がないため、引用の要件を満たさないからである。

このほか、場面に応じて法30条以下の権利制限規定の適用を受けることが難しい場合には、著作権者の許諾を得ることを検討する必要がある<sup>11</sup>。

<sup>11</sup> フリー素材その他インターネット上で提供されている素材を利用する場合には、利用規約等で利用の条件、範囲等を確認すべきである。なお、近時、学校等におけるオンライン授業のための著作物の複製等に関する法35条が注目を集めたが、同条は営利企業には適用されない。

## Q5 オンライン会議の背景に他人の著作物が写り込んだ場合、著作権法上問題があるか？

### 1 背景への写り込み



オンライン会議中、部屋に飾っているポスターなどの著作物が写り込むことがある。

こうした写り込みに関して、

令和2年著作権法改正が行われ、同年10月1日から施行された。従来は、写真の撮影、録音または録画に伴って写り込む著作物のみが対象だったが、同改正により、生配信（オンライン会議もこれに類する場合が多いであろう）を含めて、影像・音を複製伝達する行為全般において、主たる対象に付随して写り込む著作物を、公衆送信を含むあらゆる方法で利用できるようになった（同改正後の法30条の2）<sup>12</sup>。

オンライン会議の場合、配信の主たる対象は会議参加者の姿と声であろうから、その背景に飾ってあるポスターが写り込んだとしても、同条により著作権侵害にならない可能性がある。ただし、そのポスターがどれくらい大きく鮮明に写っているかなどに照らし、軽微な構成部分に留まることを要する。また、経済的利益を得るためにあえて写り込ませるなど、「正当な範囲内」とはいえない利用は侵害となる。

### 2 いわゆるバーチャル背景

背後の部屋の様子を写すことなく、バーチャル背景を利用することもある。他人の著作物である画像等を無断でバーチャル背景に設定した場合、複製権侵害等となる可能性が高いと考えられる。画面全体に映し出される画像が「軽微な構成部分」に留まるケースは限られるからである。また、近時では権利者自身が積極的にバーチャル背景に利用できる画像を提供するようになっており、バーチャル背景について権利者のライセンス市場が形成されつつあると見ることもできる。したがって、無断でバーチャル背景に利用することは「正当な範囲内」とはいえない可能性もある。正当な権利元が提供する画像を許諾の範囲内で利用するのが望ましい。

\* \* \*

<sup>12</sup> 改正前は、主たる対象から分離困難であるため写り込んでしまう場合に限って適法とされていたが、改正後は分離困難である必要はなく、意図的に写し込む場合でも適法となる可能性がある。ただし、分離困難かどうかは、その利用が「正当な範囲内」かどうかを判断するうえで考慮される。